(1)

富士広報

（毎月1日発行）

静岡県富士市平田279番地
発行所　富士市役所
発行人　富士市長　遠藤俊治
印刷所　加藤印刷所
No. 75
昭和36年10月1日発行

人口の動き

人口総数	47,753	男	24,010
世帯数	9,524	女	23,743
転入	284	出生	95
転出	181	死亡	25
婚姻 22	離婚 2	死産	9

（昭和36年9月1日現在、住民登録による）

10月1日から消防署を設置

職員は消防長以下24名に増員

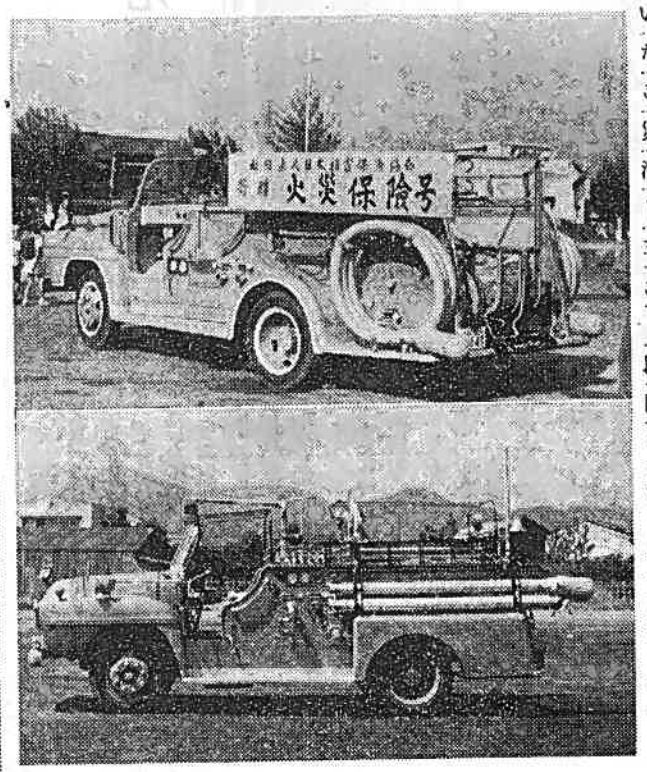

いよいよ十月一日から富士市消防署を設置することになりました。

これはいうまでもなく市民の生命身体および財産を火災から守るため従来の消防団常備部を更に強化し初期消火の完璧を期するのが目的であります。

したがつてこの消防署の設置に伴い従来の消防職員一五名を消防長以下二四名に増員し、また消防車もさきごろ新車二台を購入するとともに、更には新鋭消防車「火災保険号」一台が寄贈されこれで人と機動力も一段と充実完備し、きようも消防職員はシロク二十四時間休みなく市民の無事を祈つて警戒に当つております

もし火災を発見したら電話で「火事」と電話局を呼び火災の発生場所と概況をお知らせください。

新鋭消防車

損保協会から寄贈さる

富士市に待望の新鋭消防自動車一台がこのほど社団法人日本損害保険協会より寄贈され去る九月十八日富士第一小学校講堂で関係者多数を招き晴れの受納式を行ないました。

式後放水試験を行ないその性能振りをみせたあと市中パレードを行ない市民に披露しました。

この消防車は全国で一七八番目県下で十二番目の寄贈でその名も「火災保険号」と命名され、消防署に配置されました。

構造は一九六一年式いすずTX六二二型一四〇馬力という強力なエンジンを持ちNM式二段タービンポンプを積載、一台約二三〇万円の優秀車であります。

また去る九月六日にはいすず六一年式の消防車二台を購入、それぞれ三分団と五分団に配置しました。これで市の消防車はタンク車を含め八台になりました。

給水の申込は

道路舗装前に

いま市内のつぎの道路を舗装工事しています。

簡易舗装は一ケ年、完全舗装が五ケ年間、地下埋設工事（給水工事）ができなくなります。

したがつて舗装後は給水を申込まれても工事ができません。

そこで将来宅地化し市水道を希望する方や未だ市水道に加入していない方は舗装する前に給水管を宅地内まで引込みしておかなければなりませんので給水希望者は早目に水道課へ申込んでください。

舗装予定の路線名は次の通り

◇旧県道静岡―下田線
塔ノ木から話島新国道出合まで

◇県道鷹岡―富士停車場線
本市場新田堀下橋から
潤井川橋まで

◇市道富士―鷹岡線
蓮合木材KK前から
竪堀駅前まで

◇市道蓼原―南横割線
大興製紙前踏切から
富士薬局前まで

◇市道水戸島―宮下線
水戸島中、松野肉店横から
小林製作所附近まで

◇県道田子浦港―富士停車場線
水戸島中、市川木材所前から
第二小学校東方交差点まで

◇市道水戸島―三四軒屋
水戸島中、松野肉店横から
旧軍用道路交差点まで

調停制度施行四十週年を迎えるに当つて

調停制度が設けられてから今年の十月一日で四十年になります。わが国には古くから話合いによつて争いごとの解決をはかる制度がありましたが、今日、裁判所で行なわれているような調停制度は大正十一年に借地借家調停法が制定され、同年の十月一日から土地の貸し借りに関する争いについて調停が行なわれるようになつたことに始まります。

この借地借家調停は、大正十二年の関東大震災の後に起さたたくさんの借地、借家に関する紛争の解決に大きな役割を果たしましたので、調停制度がすぐれたものであることが一般に認められるようになりました。その後、地主と小作人との間の問題を処理する小作調停、商業上の紛争を取り扱う商事調停、金の貸し借りのような金銭上の問題についての金銭債務臨時調停、家庭内の紛争を解決するための人事調停、鉱山などの事業にともなつて生じた損害の賠償に関する紛争を取り扱う鉱害調停などがつぎつぎと法律によつて設けられました。さらに、第二次世界大戦中には民事特別調停が行われ、ひろく民事に関する紛争はすべて調停手続によつて解決をはかるようになりました。このように調停制度は世の中の実情と必要に応じて発展してきましたが、このような各種の調停は、それぞれ別の法律によつて手続が定められており、不便な点がありました。

戦後、民法が改正され、とくに夫婦の関係や相続の関係などについては大きな改正が行なわれましたが、その際、これらの家庭の問題を処理する手続を定めた家事審判法が昭和二十三年から施行され昭和二十四年には家庭裁判所で設けられました。そして、家庭に関する紛争はこの家庭裁判所で取り扱われることになり、複雑微妙な家庭内の紛争を処理するのにふさわしい家事調停が発足し、この分野では特色のある調停が行なわれるようになりました。一方、その他の各種の民事関係の調停については、昭和二十六年に民事調停法が制定され、家庭に関する紛争を除くいつさいの民事に関する紛争の調停はこの法律に基づいて行なわれることになり、民事調停と呼ばれるようになりました。

このように、調停制度は、その取り扱う事件の範囲が次第に広げられるとともに、その手続についても近年大いに整えられました。

昭和三十五年の統計によると、日本全国の裁判所が一年間に受け付けた調停事件は、民事調停が約六万五千件、家事調停が約四万三千件、合計約十万八千件で昭和十五年当時の件数の二倍以上になつています。この数字からみても、今日、調停制度が訴訟とならんで民事紛争の解決のために大きな役割を果たしていることがうかがわれます。

調停は、もちろん民事紛争解決の万能薬ではありません。法律により社会の秩序を維持するためには、法律の定めるところに従つて権利関係を明らかにする裁判によつて紛争を解決する訴訟がきわめて重要な意義をもつものであることを忘れることはできません。訴訟と調停とが、それぞれの長所を発揮し、紛争の実情に応じて活用されることが健全な裁判制度のあり方といえましよう。

調停制度がこの四十年の間に大きく発展してきた意義もここにあると思われます。調停制度の趣旨がさらに広く一般に理解され、ますます真価を発揮することが期待されます。

なお、調停申立手続の詳細は最寄りの裁判所へ御相談下さい。

消防署の人事発令

富士市消防署の設置に伴い十月一日付で署の人事をつぎの通り発令しました。

◇富士市消防本部
消防長事務取扱助役消防司令長　遠藤　栄
消防次長総務課長兼務消防司令　内山　正巳

◇富士市消防署
消防署長心得　消防司令補　金山　万三
消防司令補　久島　秀男
消防士長　鈴木　正晋
同　大石　昭典
同　宮川　淳
同　山崎　良雄
消防士　鈴木　倭夫外十名
消防士補　佐藤　久雄外一名

目標額は89万9千円

赤い羽根共同募金

10月1日から10月31日まで

毎年十月一日から行われます共同募金の時期がきました。共同募金の主旨は今更事新らしく御説明するまでもありませんが。

一、貧困家庭の援護
二、養老施設、保育施設、母子寮援護施設、身体障害者更生施設、その他あらゆる社会福祉施設の援護
三、県、市町村の社会福祉協議会等の交付金

等に配分せられ、不幸な人、困つて居る人の援護に役立てる為に使われるものであります。

今年度当市の目標額は、八九九、〇〇〇円と決定いたしました。

皆様方の御理解と御協力を得て目標額を完遂し援護に支障のないように致し度いと存じます。

近日区長さんを通じて御願いに参ります。

何卒格別の御協力を切に御願い致します。

九月定例市議会ひらく

第四回市議会九月定例会は、九月二十八日から開かれました。

今回提出された議案は約二十件で主なものは次の通りです。

◇工事請負契約締結について（四件）
1市立南中学校新築工事第一期分
2市道富士、鷹岡線舗装工事
3市道吉原、富士川線改修工事
4市上水道岩松水源補強設備工事

◇追加更正予算関係三件

◇教育委員会委員、公平委員会委員などの選任同意

農地の無断転用は違反

すべての農地転用（例えば宅地通路、物置など）の変更は、前もつて必らず許可を受けなければなりません無断転用は、農地法で禁じられていますが、まだ完全に守られていない状態です。

もちろん無断行為は農地法違反として処罰されることもあり、それとともに地目変換登記や所有権移転登記が絶対にできないことになつています。

あとでこうした事態を招き苦しまれないよう充分ご注意ねがいます。

なお農地転用許可申請手続きについてくわしい点は市農産課へお問合わせください。

お知らせ

富士電報電話局

お手持ちの利札付電信電話債券の利子はお受け取りになりましたかすでに利払期（発行の日から毎一年後）がきている利子は、そのままおいておかれてもその利子はふえませんから一日も早くお受け取りになつて有利にご活用ください

10月 広報よみ

▼新聞週間、「法の日」週間、労働衛生週間、簡易保険週間、牛乳週間（1日～7日）
▼共同募金運動（10月～12月）
▼やみ酒をなくす運動、里親、職親を求める運動、雑音一掃運動（10月中）
▼国民年金制度普及月間
▼この子達の親を探そう運動（4日～11月8日）
▼目の愛護デー（10日）
▼吉原本元神社秋祭、鉄道記念日（14日）
▼秋季交通安全運動（中旬）
▼結核予防週間（25日～31日）
▼読書週間（27日～11月9日）
▼靖国神社秋祭（18日）
▼えびす講（20日）
▼吉原天満宮秋祭（24日）
▼国際連合の日（24日）
▼全国更正保護大会（21、22日）

市立富士中央病院
診療科目　内科・外科・小児科・産婦人科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・放射線科
院長　多々良満寿雄
富士市本市場
電三八五・三八六・八〇八

陸海空自衛官採用
受付期間　10月31日まで
詳細については市民課へお問合せ下さい

建物を建築する場合には必ず建築確認申請（建築届）をして下さい

今月の納税
市、県民税　第3期
保険税　第4期
10月31日迄に納めて下さい

◎この広報は、市政のようすを市民の皆さんにお知らせするために、毎月一回発行して全世帯にもれなく配布しています。